



## 相続した土地、国が引取ってくれる?!

令和5年4月27日より相続土地国庫帰属法の創設により相続土地国庫帰属制度が始まりました。概要についてご案内いたします。

### 1. 制度導入の背景

都市部への人口移動や人口減少・高齢化の進展などを背景に、土地の利用ニーズが低下する中で土地を所持していることによる負担感が増加しており、相続された土地を管理できない状態が増えて社会問題となっておりました。その様な問題を解消するためその様な土地を国が引き受ける制度をスタートさせました。

### 2. 申請できる人

**相続や相続人に対する遺贈によって土地の所有権を取得した相続人**であれば、だれでも申請可能です。売買等によって任意に土地を取得した人や法人は対象外です。

また、土地が共有地である場合には、相続や遺贈によって持分を取得した相続人を含む共有者全員で申請して頂く必要があります。つまり共有者の内の1人が相続等により所有権を取得していれば足り共有者全員が相続等により取得している必要はありません。

### 3. 申請不適当な土地（却下・不承認要件）

①建物・工作物・車両等がある土地 ②土壌汚染や埋設物がある土地 ③危険な崖がある土地 ④境界が明らかでない土地 ⑤担保権など権利が設定されている土地 ⑥道路など他人による使用が予定されている土地

### 4. 手続きに必要な費用

①申請時の審査手数料：1筆につき**14,000円**  
 ②**負担金**：土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の負担金が必要（宅地・田畑・雑種地原野等原則20万円、但し宅地・田畑は区域により面積要件あり。森林は面積に応じて算定）

### 5. 申請窓口と処理期間

全国50ヶ所の**法務局・地方法務局の本局**で**書面申請**にて受付けます。申請してから許可までの期間は、約半年から1年です。

**本人または法定代理人が申請をするのが原則**ですが、弁護士・司法書士・行政書士に限り書類作成の依頼ができます。

以上、相続放棄以外の選択肢として相続土地国庫帰属制度を活用してみたいかがでしょうか。



（参考：法務省ホームページ）